

特殊詐欺等被害防止対策機器購入費等補助金のご案内

市では、「振り込め詐欺」などの特殊詐欺や「悪質な電話勧誘販売」など、電話を介した消費者被害を未然に防止するため、狙われやすい高齢者を対象に特殊詐欺等への対策機能の付いた電話機等の購入・設置に対し補助金を交付します。



1 対象となる方

次のいずれにも該当する方

- (1)大町市内に住所を有し、現に居住されている方
- (2)補助金の申請をする時点において満65歳以上の方
- (3)市税の滞納がない方

2 対象機器

特殊詐欺等の被害を防止することを目的として製造された電話機又は電話機に接続して用いる装置で、次のいずれかの機能を有するもの

- (1)電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能及び通話の内容を自動的に録音する機能
- (2)被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能

3 対象機器の要件

次の要件を全て満たすもの

- (1)公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨するものであること
- (2)居住する住宅に設置すること
- (3)固定式の機器であること
- (4)事業の用に供するものでないこと

◇特殊詐欺等対策機器の一例

(電話に接続して用いる装置)



防犯機能付電話機



自動通話録音機



自動着信拒否機

4 補助の内容

- ① 対象機器の購入及び設置費用の2分の1以内で上限10,000円
(100円未満切捨て)
※付随するサービスの加入料・利用料等は対象になりません。
- ② 補助金の交付は、1世帯につき1回に限ります。

5 申請から交付までの流れ

ご不明な点は、購入する前に市民課消費生活・交通安全係までお問い合わせください。

(1) 対象機器の購入・設置

- 令和5年4月1日以降に購入したものが対象となります。
- 購入の際は、対象機器であることを確認してください。



(2) 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

購入、設置が完了したら、次のものをお持ちになって、市民課消費

生活・交通安全係窓口へお越しください。

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 機器の品名、購入費等の額及び購入日の記載された領収書
- (3) 印鑑
- (4) 通帳など振込口座のわかるもの（申請者ご本人名義）

※申請書は市民課消費生活・交通安全係窓口でお渡しできるほか、市ホームページからダウンロードできます。



(3) 補助金交付決定通知書の送付

審査後、市から申請者あてに「交付決定通知書」を郵送します。



(4) 補助金の振り込み

ご指定の口座に補助金を振り込みます。

お問い合わせ先・・・大町市役所 市民課 消費生活・交通安全係
電話0261-22-0420
(内線463・464)